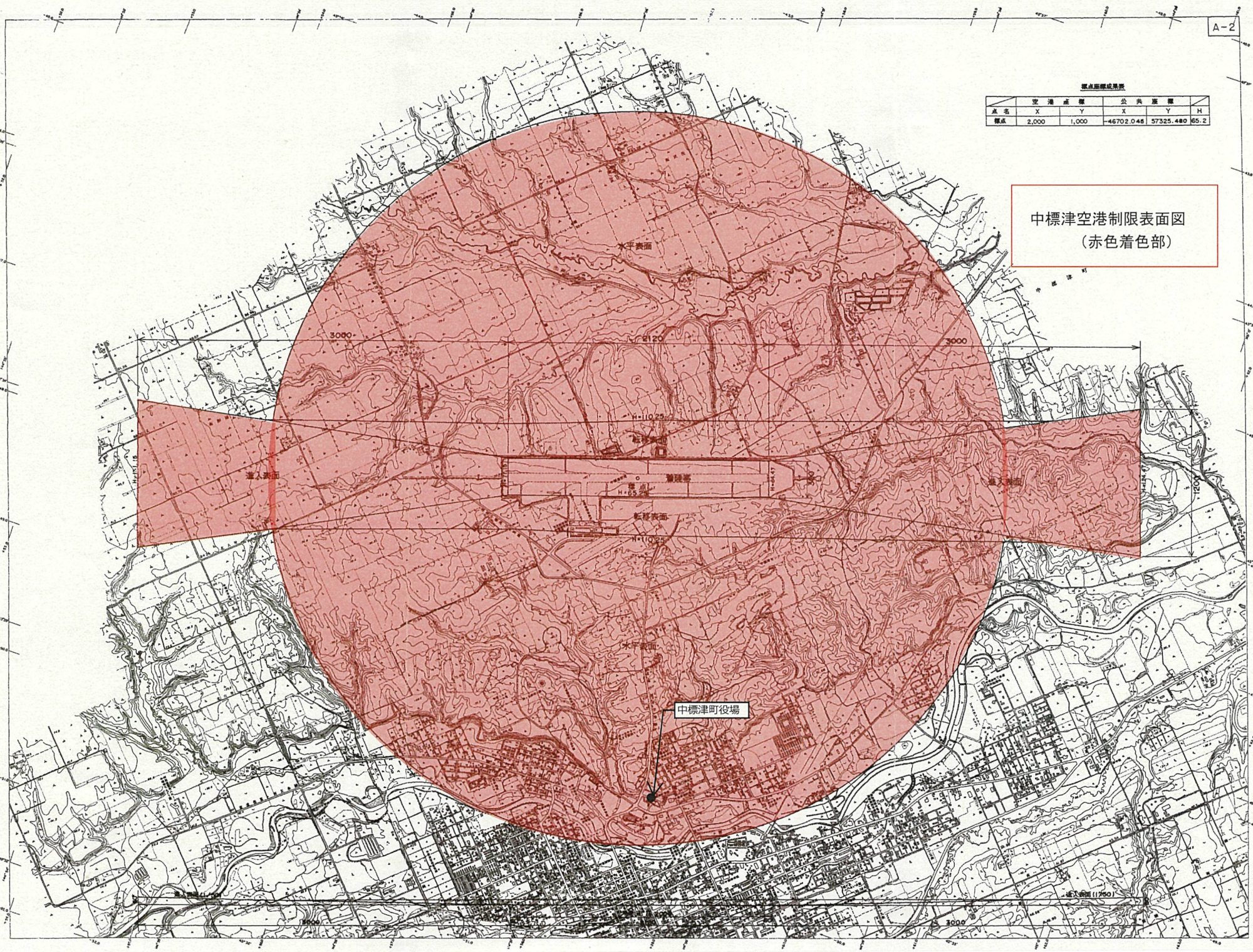


標点座標成算表

点名	空港座標		公共座標	
	X	Y	X	Y
標点	2,000	1,000	-46702.048	57325.480

中標津空港制限表面図
(赤色着色部)



制限表面についての説明資料

(建築物・クレーン等 編)

制限表面とは？

飛行場の周りには離着陸する航空機を保護する為に、障害物のない一定の空間が確保されています。この空間の底面を制限表面と言います。

この保護空間は制限表面として航空法第2条に規定されています。この制限表面を突出する場合は航空法第49条に基づき承認を受け、設置しなければなりません。また、この制限表面に近接(6m以内)する場合も航空法施行規則第127条の2に基づき、航空障害灯の設置が必要になりますので(通常、飛行場設置者が設置します)、中標津空港管理事務所まで御連絡御願ひ致します(中標津空港管理事務所と協議が必要です)。

制限表面図はこちら→別添

国土交通省公表の地理院地図(電子国土WEB)にて【トップ>その他>他機関の情報>各種空域情報(国土交通省航空局)>空港等の周辺空域】の設定を行いますと、地理院地図上に中標津空港の制限表面の範囲が表示されます。

必要になる申請書類は？

【クレーン作業等の場合】

1. 位置図(空港との位置関係が確認できるもの)
2. クレーン又は物件の高さ及び現地地盤の高さ(標高)
3. 設置(作業)期間
4. クレーン又は物件の外観姿図
5. 担当者の連絡先

以上の資料(別紙様式1)を中標津空港管理事務所までお持ちください。
担当職員が御説明致します。(又は代表メールアドレスまで御連絡御願ひ致します)

【建築物設置(確認申請が不要)の場合】

1. 位置図(空港との位置関係が確認できるもの)
2. 建築物の高さ及び現地地盤の高さ(標高)
3. 構造、姿図・寸法
4. 工事着手予定
5. 担当者の連絡先

以上の資料(別紙様式2)を中標津空港管理事務所までお持ちください。
担当職員が御説明致します。(又は代表メールアドレスまで御連絡御願ひ致します)

【建築物設置(確認申請が必要)の場合】

制限表面高の確認申請はお済でしょうか？

お済みで無い場合は

位置、構造、姿図・寸法
最高の高さm、標高(地盤の高さ)m
工事着手予定
担当者の連絡先
を確認申請先に提出願ひします。

※ 制限表面管理審査の他に、東京航空局新千歳空港事務所による「無線施設への影響」の審査、及び東京航空局航空交通管理センターによる「飛行方式への影響」の審査があります。
特に建築物設置の場合、回答まで2～3ヶ月間要する場合がありますのでお早めに御相談くださるよう御願ひ致します。

制限表面外だったら、どうすればいいの？

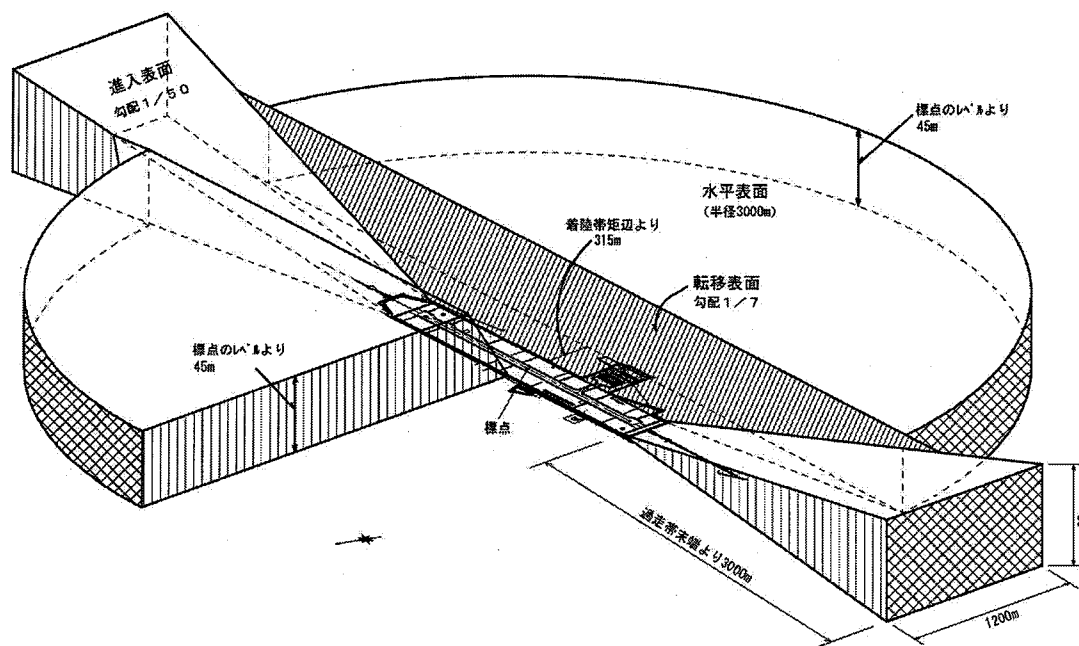
まず、中標津空港管理事務所にお問い合わせ願ひします。

審査の必要がある場合は、別紙様式3又は様式4の提出を御願ひ致します。

その他疑問点等ありましたら、中標津空港管理事務所まで御連絡を御願ひ致します。

- ・ URL(制限表面様式等): <https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/kuko/seigenhyoumen.html>
- ・ 中標津空港管理事務所 〒086-1145 標津郡中標津町北中16番地9号
- ・ TEL:0153-72-2043 FAX:0153-72-0096
- ・ 代表メールアドレス: kushirodoboku.nakaku1@pref.hokkaido.lg.jp

制限表面説明図



制限表面イメージ図
(NON SCALE)

